

参考資料

知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画（抜粋）

第 2 章 保護分野

1. 知的財産の保護の強化

3. 知的財産の保護制度を強化する

(2) 実用新案制度を見直す

現在の実用新案制度では保護されないコンピュータ・ソフトウェアなど，ライフサイクルの短い技術や短期間に模倣品が出回る技術について十全な保護を図る観点から，実用新案制度による迅速・簡便な保護の選択肢を与えることを検討する。このために，

-) 保護対象の制限（物品の形状，構造，組合せ）の撤廃，
-) 保護期間（ 6 年 ）の延長，
-) 特許と実用新案間の変更等，

実用新案制度の在り方について検討を行い，2 0 0 3 年度末までに結論を得る。

（経済産業省）

特許戦略計画（抜粋）

- ・ 産業競争力強化に向けた体制・制度の整備

- ・ - 2 . 戦略的特許取得の支援に向けて

2 . 事業戦略に応じた多様な保護に向けて

（3）実用新案制度の見直しの検討

実用新案制度は、特許制度では保護できない小発明を対象として、特にこれを積極的に保護奨励することが必要であるという理由から、特許制度を補完する制度として設けられました。しかし、現在の無審査登録制度の下では、安定的な権利が得られないこと等の理由から、その利用実績は減少を続けています。現時点において、実用新案制度が本来有していた機能を改めて活用することの是非を含め、制度の見直しに向けた検討が必要です。

保護対象の拡大

現在の実用新案登録の保護対象は「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定されていますが、技術革新の進展に伴い、いわゆるソフト化が進展している今日においては、その保護対象の在り方について再検討を行う必要があります。

権利期間の延長

現行の実用新案権の存続期間は6年間となっており、ライフサイクルの短い技術を保護する期間としても短いとの指摘があります。我が国と同様、無審査で権利登録する実用新案制度を導入している多くの国で存続期間が10年間であることと比較しても短いことから、第三者に過度の負担とならないように配慮しつつ、権利期間の延長について検討する必要があります。

特許への移行の可否

権利利用のあり方が多様化している現状を踏まえ、技術や産業の動向に応じて、特許制度と実用新案制度の間で弾力的な移行を可能とする制度について検討する必要があります。具体的には、実用新案権を取得した後、権利存続期間中に特許への変更を認める措置の是非等を検討する必要があります。

補正・訂正の緩和

現行制度の下では、実用新案権取得後の権利範囲の訂正ができないため、制度が使いづらいとの指摘があります。このため、第三者の監視負担や自己責任に基づく無審査主義の趣旨との関係を考慮しつつ、権利範囲の訂正の在り方や、実用新案から特許への変更を認める措置をとる場合の補正の在り方について検討が必要です。

工業所有権審議会「特許法及び実用新案法の改正に関する答申」

[平成4年12月](抜粋)

1. 法改正の必要性

(略)

2. 早期権利保護ニーズを踏まえた実用新案制度改正の概要

~ (略)

権利の存続期間

保護客体である技術の性格、他の主要国の制度及び特許権の存続期間とのバランス等を勘案して、実用新案権の存続期間は出願の日から6年とすることが適切である。

保護対象

実体審査を行わずに早期権利行使を可能とする改正法の実用新案制度の保護対象は、権利内容の判断が比較的容易な有形物とすることが適切であると考えられるため、現行制度と同様に物品の形状、構造又は組合せに係る考案とすることが適切である。

~ (略)

3. 法律改正が必要となる事項

(1)~(5) (略)

(6) 存続期間

<関連条文；実15条>

実用新案権の存続期間は、出願の日から6年とすることとする。

(イ) 改正後の実用新案制度は、極めて早期に実施され、ライフサイクルも短い技術について、付与前に実体的要件の審査を行う制度の下では十分な保護が図られないという理由で、実体的要件の審査を伴わない権利付与手続を採用することとしているため、権利の存続期間については、保護客体の性格から比較的短期間とすることが適切である。

(ロ) 具体的な権利の存続期間については、製品のライフサイクルが短縮化の傾向にあること、存続期間を6年とすることに対し、相当の利用ニーズがあると見込まれること、及びライフサイクルが比較的長いものについては、特許制度を利用することにより、長期間の保護を受け得ること等を考慮し、出願の日から6年とすることが適切である。

(参考)

なお、主要国における実用新案権の存続期間も比較的短期間となっている。すなわち、仏、出願から6年とされている。独で、出願から6年(1891年の制度導入時から1986年まで)。(その後、1986年改正により8年、1990年改正により10年に延長されているが、欧州特許条約への加盟等の背景もあることを考慮すべきである。)

(7)以降 (略)

実用新案法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

（実用新案登録の要件）

第三条 産業上利用することができる考案であつて物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。

一～三 （略）

2 （略）

（補正命令）

第六条の二 特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五条第六項第四号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

（存続期間）

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から六年をもつて終了する。